

論文

ドイツ著作権法にみる私的複製に対する 報酬義務の存否とプリンター ——判断を分けた控訴審判決と最高裁によるその解釈統一——

本山 雅弘

I はじめに

II ドイツの旧報酬請求権制度と本件事案の概要

1 制度の概要

2 事案の概要

III 割れた控訴審の判断

1 シュトゥットガルト控訴審—「機能の一体性」論への全面依拠

2 デュッセルドルフ控訴審

IV 最高裁による解釈統一

1 結論

2 スキャナーにのみ承認され得る報酬義務とは

3 報酬義務の対象性を否定されるべき「機能の一体性」とは

4 「アナログからアナログへ」の限定的解釈の正当化①—制度の目的、複製の実態から

5 「アナログからアナログへ」の限定的解釈の正当化②—報酬義務負担者の顧慮

V 最高裁の判断の特色

1 54a条の複製の意味—アナログ原本からアナログ複製物の作成への限定

2 別表—報酬基準額の重視

3 複製実態の考察における考慮要素の相違

VI おわりに—現行制度の理解への示唆

I はじめに

わが著作権法は、著作物の有形的再製に関する排他的権利、すなわち複製

権を著作者に承認する一方で（21条）、著作物の公正かつ円滑な利用をはかるため、私的使用（private use）を目的とする著作物の複製を、権利者の許諾を要せずしかも無償でなし得る旨を許容する（30条1項）。いわゆる私的複製の許容に関する権利制限である。

この私的複製の許容制度が現行法（1970年立法）に定められてすでに久しいが、その間、固定された法律文言とは対照的に、複製技術をめぐる事実のほうは目覚ましく動いた。とりわけ、デジタルの複製技術の出現と普及は、私的複製の頻度と規模のみならず、その質的な面にまで劇的な変化をもたらした。安価で簡易なデジタル複製技術は、原本と比較して質的な劣化のほとんどないデジタル複製物の爆発的増製を、私的複製の領域においても可能としたのである。

こうした複製をとりまく状況の変化は、私的複製の許容制度のあり方にも問題を投げかけた。すなわち、デジタル私的複製を背景に、無許諾・無償で許容される私的複製が、権利者の正当な利益を損なう可能性を否定し得ないと懸念である。このような認識を受け、わが著作権法は、無許諾・無償の私的複製の許容を一部修正し、デジタルの私的録音録画行為との関係では、権利者に対する補償金の支払い義務を、その複製行為者に課すこととした。これが、1992年に創設された私的録音録画補償金制度である（30条2項）。

ところで、ドイツ著作権法は、より古く、その1965年の立法時より、やはり私的複製に関する権利者利益を補填する制度として、私的複製用の複製機器に対する著作者の報酬請求権（Vergütungsanspruch）の制度を有してきた。ところが近時、その報酬義務の課される複製機器に、パソコン用プリンターが含まれるか否かの解釈論をめぐって、実務上、控訴審のレベルで見解が分かれていた。すなわち、報酬義務を肯定した2005年のシュトゥットガルト（Stuttgart）⁽¹⁾ の控訴審判決と、それを否定した2007年のデュッセルドルフ（Düsseldorf）⁽²⁾ の控訴審判決とが、それである。

この両控訴審判決については、すでにわが国でも若干の注目を集め、また最上級審での解釈統一が俟たれたところであった。そのようななかで、2007年12月6日、シュトゥットガルトの事案の上告審で、ドイツ最高裁は、その原審を破棄し、プリンターの報酬義務を否定する旨を自判した。また、デュッセルドルフの事案に関しても、報酬義務を否定された原告からの上告を受けた最高裁は、2008年8月14日、それに先立つ上記最高裁判決を根拠として、当該上告の不受理の旨を決定している。⁽⁴⁾ここに、真向から対立した前記控訴審レベルの解釈論の相違は、ようやくその解消をみたわけである。

そこで本稿は、実質的な解釈論を展開したこのシュトゥットガルトの事案の最高裁判決をとりあげ、ドイツ法の報酬義務がプリンターについて否定されるべきその理由について、控訴審段階の判断との違いにも目配せしつつ、考察しようとするものである。

プリンターは、パソコンと、あるいはそれに加えたスキャナーと一体的に連動することで、一個の複製機器に相当する機能を果たし得る。この、いわゆる「機能の一体性（Funktionseinheit）」の構成機器と私的複製に関する報酬義務の関係については、かつて、ドイツ最高裁が、スキャナーについてそれを肯定した「スキャナー事件」⁽⁵⁾判決で、「機能の一体性」の構成機器のすべてが報酬義務の対象になるわけではない旨の一般論を述べていた。しかし、そこでは、個々の機器との関係でその報酬義務を否定するための明確な論拠が示されたわけではなかった。また、そこで問われた「機能の一体性」も、あくまで、スキャナーを要素に含むものであった。これに対し、ここに考察する最高裁判決は、「機能の一体性」の内部で報酬義務の対象たるべき機器を明確に画すとともに、パソコンとプリンターとからなってスキャナーを欠いた「機能の一体性」について、その報酬義務の存否を判断している。この点に、本件最高裁判決の意義が認められるところである。

もっとも、この最高裁判決は、ドイツに2007年12月まで妥当した旧報酬請

求権制度の解釈に取り組んだものである。ドイツでは、2008年1月より、欧洲のいわゆる情報社会指令を受けて改正された新たな報酬請求権制度が施行⁽⁶⁾されている。⁽⁷⁾したがって、その先例的意義も、この現行制度におよぶわけではない。とはいっても、その解釈に展開される様々な考慮要素を眺めることは、とりわけ、わが国の私的録音録画補償金制度が、複製技術の絶えざる発達と多様化により、改めてその妥当な制度のあり方を問われている今日において、けっして無益とは言えないであろう。なお、ドイツ報酬請求権制度との関係で本稿に言及するドイツ法の条文は、とくに断らないかぎり、2007年12月まで妥当した旧制度のそれを指すものとする。

以下には、ドイツの私的複製に対する報酬請求権制度を概観したうえで（I）、プリンターの報酬義務をめぐって割れた控訴審レベルの判断を整理し（II）、ついで、本件最高裁判決の内容（IV）と控訴審との比較におけるその特色（V）とを考察したうえで、最後に、現行のドイツ報酬請求権制度を理解するうえでの若干の示唆をさぐってみよう（VI）。

II ドイツの旧報酬請求権制度と本件事案の概要

1 制度の概要

ドイツ著作権法の著作権制限規定は、保護される著作物について、自然人による私的使用のための複製、それに、国や法人等による自己使用のための複製を、一定の条件のもとで無許諾・無償で許容する。すなわち、同法53条は、自然人の私的使用のための複製については、営利を目的とせず、かつ、複製用の原本に違法なものが用いられない場合には、少量のそれを許容し（1項）、また、法人等の自己使用のための複製については、たとえば、学術的使用に限定して（2項）、あるいは学校授業や国家試験の用途に限定して（3項）、やはり少量ないし必要部数のみのそれを許容している。

このように許容される私的ないし自己使用の複製ではあるが、これに対し

ては、その著作物の著作者が、一定の報酬請求権を有する場合があった。著作物の放送を受信して録音・録画物が作成される場合と既存の録音・録画物の増製が行われる場合（54条）、それに、写真複写等の方法によって著作物の複製が行われる場合（54a条）である。著作者に対する報酬の負担者（報酬義務者）は、各場合の複製を行うように特定された機器ないし記録媒体の製造者とその輸入者などである。他方、この著作者の報酬請求権は、権利管理団体によってのみ行使され（54h条）、また、報酬額について報酬義務者との間に合意がない場合は、別途法定された報酬基準額が適用されることになる（54d条）。

これが、ドイツ法に2007年12月まで妥当した私的複製に対する旧報酬請求権の制度である。本件最高裁判決の事案で問題となったのは、その54a条1項の規定である。条文を眺めよう。

同条項は、私的複製等の複製機器に対する報酬請求権について、つぎのように定めていた。

第54a条 写真複写の方法による複製に対する報酬の義務

（1）著作物の種類に照らし、その著作物が、第53条第1項乃至第3項に基づき、著作物現品（Werkstück）の写真複写により又は同等の効果を有する方法で複製されることが見込まれる場合には、その著作物の著作者は、そのような複製を行うよう特定された機器の製造者に対して、その機器の譲渡その他の取引提供行為によって生じた当該複製が行われる可能性について、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。この機器を、この法律の適用領域に業として輸入し若しくは再輸入する者、又はそれらを販売する者は、製造者とともに連帯債務者として責任を負う。販売者が暦年の半年間に仕入れる機器が、20台を満たさないときは、その者は責任を負わないものとする。

2 事案の概要

言語著作物の著作権管理団体である原告と、プリンターの輸入販売者である被告との間では、被告の輸入販売にかかるプリンターが、この54a条1項の報酬義務を負う複製機器に該当するか否かについて争いがあった。すなわち、ドイツ著作権法が無許諾・無償で許容する私的使用ないし法人組織等の自己使用のための複製との関係で、プリンターが、「〔写真複写と同等の効果を有する方法で〕複製を行うよう特定された機器」と解されるならば、被告は、その輸入販売者として、著作者すなわちその権利管理団体たる原告に対して報酬支払い義務を負うわけである。

この54a条1項が規定する複製機器は、典型的には文献複写機器であるが、それにとどまらない。ドイツの最高裁は、1993年の「リーダープリンター事件⁽⁹⁾」で、マイクロフィルムやマイクロフィッシュの複写用リーダープリンターについて、また、1999年の「ファクシミリ機器事件⁽¹⁰⁾」では、ファクシミリ機器について、その報酬義務該当性をそれぞれ承認してきた。そこでは、報酬義務の対象機器は複製の専用機器である必要はなく、しかも、当該機器が実際の複製行為に使用される程度なり範囲は問題とならない旨も判示されて⁽¹¹⁾いた。同条項によって報酬義務の対象とされる複製機器は、解釈に幅が認められるわけである。

もっとも、本件事案で問題とされたプリンターは、これらの典型例や先例で承認され得る複製機器とも若干の事情を異にする。文献複写機器にせよ、リーダープリンターあるいはファクシミリ機器にせよ、それ自体が単体で複製機能を完結させ得る機器であって、その製造者も单一であるのが通常であるのに対し、プリンターは、たとえばスキャナーやパソコンといった他の機器と組み合わされてはじめて全体として一体的に文献複写機器に相当する複製機能を完結させ得る機器であって、その製造者も他の構成機器の製造者と

異なることもあり得る。

このような、他の機器とのいわゆる「機能の一体性 (Funktionseinheit)」を前提とすべき複製機器の場合、54a 条の報酬義務は構成機器のすべてに及ぶのか、あるいは、その一部なのか、さらに派生的には、報酬義務が複数の機器に及ぶとしたとき、全体で 1 台の文献複写機器に相当する報酬額を個々の機器の製造者に適切に割り当てるとは可能なのかといった問題が生ずることになる。そして、本件事案では、「機能の一体性」を構成すべきプリンターについて、その報酬義務の存否が問われたわけである。

III 割れた控訴審の判断

被告を異にするとはいえ、いずれもこの共通の問題に取り組んだはずのシュトゥットガルトとデュッセルドルフの両控訴審であったが、両者はその結論を分ける結果となった。シュトゥットガルトの控訴審が、54a 条の報酬義務をプリンターに承認したのに対し、デュッセルドルフの控訴審は、スキャナー機能なりデータの蓄積機能を欠いた単純機器であるプリンターは、54a 条にいう複製機器にはあたらないとしたのである。

1 シュトゥットガルト控訴審—「機能の一体性」論への全面依拠

シュトゥットガルトの控訴審がその理由の冒頭でつぎのごとく述べたように、プリンターの報酬義務を導いたその論拠は、「機能の一体性」論にほかならなかった。「プリンター（プロッター）は、著作権法54a 条および53条の意味における複製に特定された機器である。それがそれ自体単独でそうすることに不向きであることは確かであるが、たとえば、パソコンなりスキャナーといった他の機器との連動作用において、著作権法54a 条の規定が基礎に置く文献複写機器と同様に上記の類の複製を可能にする」。⁽¹³⁾ こう述べたうえで、同判決は、「機能の一体性」の構成機器のうちいずれの機器が複製に

関して本質的であるか否かは判断しがたいとし、原則的には「機能の一体性」を構成する機器のすべてに報酬義務を肯定したうえで、場合によっては個々の機器と複製行為との関係の程度を報酬額の差別化によって調整すればよいとするのである。⁽¹⁴⁾

シュトゥットガルト控訴審が示した「機能の一体性」論とは、構成機器の機能を全体として一体視することで、個々の機器の個別の機能と複製との関係には関心を払わない考え方であることがこの説示において明らかである。むろん、プリンターの現実に果たしている機能が複製行為との関係でどう評価されるべきかといった問題意識も、シュトゥットガルトの判決とは無縁である。⁽¹⁵⁾

「機能の一体性」の構成機器と報酬義務との関係について、いちはやくその解釈に取り組んだ最高裁の判例は、先にも触れたとおり、スキャナーの報酬義務を承認した2001年の「スキャナー事件」判決であった。同判決は、まず、スキャナーにおける情報の蓄積機能の欠如はその報酬義務の承認を妨げない旨を断ったうえで、「機能の一体性」を構成するスキャナー、パソコン、プリンターの各機器のいずれに報酬義務が生ずるかを検討するにあたって、一般論としてこう述べた。「機器が、……他の機器との運動作用においてはじめて一つの複製機器の機能を果たし得る場合、そのような機能の一体性に属するすべての機器が著作権法54a条1項の報酬義務を負担するわけではない」⁽¹⁶⁾（傍点筆者）。

この最高裁判決の後、パソコンについて、54a条の報酬義務を承認する控訴審レベルの判決も現れていた。2005年12月のミュンヘン（München）控訴審の判決である。⁽¹⁷⁾そこでは、パソコンが、そのハードディスクに生じる著作物の蓄積の観点のみならず、他の機器と連鎖的に構成される複製機能の観点からも、報酬義務の対象となるべき複製機器に該当する旨を判示して、こう述べていた。「これに加え、ハードディスク上の蓄積による複製とは別に、

パソコンは、連鎖機器（Gerätekette）の枠内で、他の機器との連動作用において一つの複製機器の機能を果たすのに適している。このことは、たとえば、パソコンおよびプリンターで構成される連鎖機器に、スキャナー、パソコンおよびCD書き込み機で構成される連鎖機器に、⁽¹⁹⁾あてはまる。

かつて、「スキャナー事件」の最高裁は、「機能の一体性」を構成するすべての機器が54a条の報酬義務の対象となるわけではない旨を述べたが、その説示は、判決の結論であるスキャナーの報酬義務の肯定論に影響を与えるものとはいえず、いわば傍論とも解し得た。したがって、プリンターのみならず「機能の一体性」の構成機器の全部を報酬義務の対象としたシュトゥットガルトの控訴審の見解も、最高裁の先例と抵触するものとはいえなかったわけである。

2 デュッセルドルフ控訴審

（1）54a条の「複製」の意味

これに対して、デュッセルドルフの控訴審判決でまず目を引くのは、「機能の一体性」論の吟味に先立って、プリンターで行われている複製行為と54a条が報酬義務の対象とする複製行為との関係を、同条の文言に照らしてあらためて検討する点である。

54a条の定めるところによれば、同条が報酬義務の対象とする「複製」とは、著作物現品（Werkstück：著作物の原作品や複製物のこと）を写真複写することによって行われる複製、それに、それと同等の効果を有する方法によって行われる複製の二種である。デュッセルドルフ控訴審は、この54a条の「複製」は、その条文の文言から明らかなどおり、複製権（ドイツ著作権法16条）の内容をなすより広義の複製とは異なると考えた。そして、プリンターは、後者の複製を行う機器であることは疑いないとしても、前者の54

a条の「複製」を行う機器ではないというのである。そして、54a条の「複製」としては、スキャナーとパソコンで行われている有形物の外面的表現の電子的信号への変換、あるいは、パソコンで行われているインターネットやCD・ROMの情報の再製がこれにあたるのであって、むしろ、スキャナーとパソコンが⁽²⁰⁾54a条の「複製」機器にあたるというのである。⁽²¹⁾

デュッセルドルフ控訴審は、プリンターが行う複製はスキャナーとパソコンで既に行われた54a条の「複製」を前提とするものと解するのであり、いずれも複製には違いないとしても、54a条の解釈としては、プリンターの複製とスキャナーやパソコンにおける複製とは区別されなければならないというわけである。

（2）「機能の一体性」論の限界と入力機器

こうして、プリンターを54a条の「複製」機器にはあたらないとしたデュッセルドルフ控訴審は、さらに、「機能の一体性」論によってもプリンターの報酬義務を導くことはできない旨を説いた。「機能の一体性」を構成する機器のうち報酬義務の対象となし得るものは、いわゆる入力機器（Eingangsgeräte）に限定されるというのである。その論拠は、報酬額算定の困難性という、専ら実務的な観点である。すなわち、「機能の一体性」の構成機器は全体として1台の文献複写機器に相当するゆえ、その報酬額の総和も文献複写機器のそれを上回ってはならないはずのところ、報酬額を個々の機器の間で相互に調整することができない以上は、そのような総和も最終的に過多ないし過少となるおそれがあるというのである。結局のところ、報酬義務の根拠と額とを一義的に示すためには、「報酬義務は、写真複写機器の『典型』に最も適合する機器に限定するのが合理的であり、それはいわゆる入力機器である」と説くのである。

（3）機器の複製使用の実態に対する顧慮

デュッセルドルフ控訴審の判決で、報酬義務の対象を「入力機器」に限定

して解釈するもうひとつの現実的な問題意識は、54a条が関与し得る複製、すなわち私的複製等の許容に関する53条によって適法化される複製に対して、プリンターが実際に使用される程度なり範囲であった。

先に触れたとおり、ファクシミリ機器について54a条の報酬義務を承認した「ファクシミリ機器事件」の最高裁判例は、その承認にあたり、一般論として、問題となる複製との関係で機器が実際に使用される程度は問題とならない旨を判示していた。⁽²³⁾しかし、デュッセルドルフ控訴審の見解によれば、報酬義務を「機能の一体性」との関係で限界づけようとする場合は、それを単独機器との関係で問題とする場合とは事情が異なるのであって、前者の場合には、53条の適法複製が実際に当該機器で行われる程度が重要になるというのである。⁽²⁴⁾

54a条が関与し得る複製とは、複製機器の使用者が53条1項ないし3項に基づいて適法に行い得るものにほかならず、したがってそこからは、著作権で保護されない著作物なり権利者がたとえばそのプリントアウトを了解するものの複製、あるいは53条の適用を受けずに行われる違法な複製は、いずれも除かれる。

このことを前提に、デュッセルドルフ控訴審は、問題とされるプリンターにおいてこれらの複製が行われる程度を、プリンターの使用実態に則しながら、個別具体的に検討する。その検討の対象は、大別して、①CD・ROMや書籍からのプリントアウトやコピー、②インターネットからの文書や映像のプリントアウト、それに、③プリンター使用者自身の作成にかかる文書、映像、写真のプリントアウトである。そして、①に関しては、この使用形態が私的領域で行われることは稀であって、しかも、CD・ROMの使用規程の多くはそうした使用形態を許容していること、②に関しては、インターネットに提供される表現物は著作権保護基準を備えない場合が多く、著作権の保護対象となり得る場合にも権利者はそのプリントアウトに同意しているこ

と、そして、③に関しては、この種の使用形態が私的領域で行われるプリントアウトの大部分をなすというべきところ、この場合には53条はもとより無関係であること、などが指摘される。⁽²⁵⁾ こうして、いずれの使用実態に照らしても、54a条が関与し得るところの53条の適法複製がプリンターにおいて果たす役割は、周縁的なものであり、主要なものとは到底いいがたいというわけである。

デュッセルドルフ控訴審は、このような事情をも顧慮して、プリンターを54a条の報酬義務の対象機器とする解釈には消極的でなければならないと考えたのである。

（4）報酬義務の是非と DRM（Digital Rights Management）との関係
DRM すなわちデジタル技術を用いた著作権管理のシステムは、著作物利用の実態に即した著作権の管理、すなわち著作物の利用許諾と利用料金の徴収を可能にする手段であり、私的複製に対する報酬請求権制度といった、いわばラフな利益調整の手法を不要にする可能性さえ期待される。デュッセルドルフ控訴審において、プリンターの報酬義務を否定しようとする被告側も、DRM の発達を根拠として、複製機器に対する報酬請求権制度それ自体の正当性を攻撃していた。

しかし、それに対して、同控訴審の判決は、DRM の技術は依然として報酬請求権制度の存在を不要とするまでの水準には達していない旨を説いて、被告側の主張を斥けている。DRM が報酬請求権制度による私的複製に関する利益調整を不要とするには、今しばらくの時間を要するとの認識が示されていたのである。

IV 最高裁による解釈統一

このように、プリンターの報酬義務の存否の問題は、控訴審のレベルで明瞭に判断を分けた。そして、最上級審として初めてこの問題と取り組み、そ

の解釈統一を目指したのが、シュトゥットガルトの事案の上告を受けてなされた本件最高裁判決である。

1 結 論

最高裁は、原審（シュトゥットガルト控訴審）とは異なり、被告のプリンター輸入販売者に対し54a条の報酬義務を否定した。すなわち、「プリンター…の関係では、著作権法54a条1項1文の意味において、著作物現品の写真複写により、または同等の効果を有する方法で、複製を行うよう特定された機器が問題となることはない」というのである。

プリンターが、それ単独では報酬義務の対象機器とはなり得ない点で、控訴審も最高裁も見解に相違はない。しかし、最高裁によれば、控訴審の見解とは異なり、「スキャナー、パソコンおよびプリンターから構成される機能の一体性のなかでは、スキャナーのみが、複製の行為に特定されており、それゆえ、著作権法54a条1項に基づく報酬義務を負う」という。それどころか、「プリンターは、他の機器との相互作用によっても、著作権法54a条1項1文の意味における複製を行うよう特定されまたは適したものではない」のである。つまり、プリンターは、他の機器と「機能の一体性」を構成する場合にも、それ自身が、報酬義務の対象機器とはなることはないというのである。

果たして最高裁は、どのような理由からこれらの判断を導いたのであろうか。

2 スキャナーにのみ承認され得る報酬義務とは

まずは、スキャナー、パソコンおよびプリンターからなる「機能の一体性」において、報酬義務の対象がスキャナーに限定されるべき理由である。

先に触れたとおり、かつて、「スキャナー事件」最高裁判決は、「機能の一

体性」の構成機器のすべてが報酬義務の対象となるわけではない旨を判示した。⁽²⁶⁾しかし、この「部分否定」の一般論は、同最判が認めたスキャナー以外の機器にも、報酬義務を認める解釈を許した。後に現れた控訴審レベルの判決では、相次いで、スキャナー以外の機器にも、報酬義務の対象範囲を拡大していたことは、すでにみたとおりである。すなわち、パソコンについては、ミュンヘンの控訴審が、そして、プリンターについては、本件原審のシュトゥットガルトの控訴審が、その報酬義務を認めたところである。

これに対して、本件最高裁は、一般論として、「機能の一体性の内部では、ただひとつの機器が報酬義務を負担するにすぎない」と明言するのである（傍点筆者）。その根拠は、旧制度が法定していた報酬基準額にある。旧制度は、その別表で、報酬基準額として、複製機器1台あたりの報酬額を法定していた。これに関して、最高裁の懸念は、「機能の一体性に関する機器の全てまたは複数について、1つの複製機器に関して法律上確定された報酬基準額が支払われるしたら、それは、著作権法54a条1項1文に反して、不相当な報酬を導くことになろう」というに点にある。複製機器の1台あたりに法定された報酬基準額を、「機能の一体性」の構成機器の数に乗じて合算されるようなことがあれば、権利者側への報酬としては過剰なものとなる、というわけである。

では、この報酬義務を負担すべき唯一の機器は、「機能の一体性」の構成機器のいずれと解すればよいのか。最高裁によれば、それは、「他の機器と連動して1つの複製機器のごとくに用いられるように、最も明瞭に特定されている機器」でなければならない。そして、「スキャナー、パソコンおよびプリンターから構成される機能の一体性との関係でいえば、それはスキャナー」なのである。何となれば、「ほぼ全てのスキャナーが、そのような機能の一体性の枠内で使用されるのに対し、パソコンとプリンターは、しばしばスキャナーなしでも使用される」からである。すなわち、スキャナー、パソ

コンおよびプリンターの一体性のなかで、相対的に判断するならば、唯一の報酬義務の対象は、その例外的な用途の稀有なスキャナーと解するのが妥当であるというわけである。

3 報酬義務の対象性を否定されるべき「機能の一体性」とは

このように、最高裁は、プリンターの報酬義務について、まずはスキャナーと構成される「機能の一体性」の枠のなかで、これを否定したのであるが、それに止まらなかった。プリンターが、スキャナーを欠いてパソコンとのみ一体性を構成する場合には、そもそも、その一体的な複製機器を、報酬義務の対象とはなし得ないというのである。「機能の一体性」の複製機器であっても、それに対する報酬義務は、アリオリに承認されるわけではないのである。なぜか。

ここで、最高裁が着目するのは、複製の効果である。54a条1項1文は、報酬義務の対象を絞り込むために、問題となる複製を、「著作物現品の写真複写により又は同等の効果を有する方法で」との修飾語句で限定していた。これについて、最高裁は、同条項が適用の前提とする写真複写との同等性は、「その方法においてではなく、著作物現品の写真複写による複製が備えるその効果において」、検討されなければならないというのである。どのように複製が行われるかという「方法」ではなく、何から何が作成されるかという複製の「効果」に注目すべきというわけである。つまり、同条項の解釈、すなわち、報酬義務の対象となる複製の見極めにとって「重要なことは、写真複写の場合のように、複製によって、アナログの著作物現品（例えば書籍）からアナログの複製物が出来上がるということが起こること」なのである。

最高裁によれば、こうした解釈（アナログ印刷物からのアナログ複製への報酬義務の限定適用）は、自身の先例にも合致するという。すなわち、最高裁が、これまでその補償義務を承認してきた、マイクロフィッシュ複写用の

リーダープリンター、⁽²⁸⁾ ファックシミリ機器⁽²⁹⁾ それにスキャナーは、いずれも、
「それ単独で、あるいは他の機器との相互作用において、コピー機と同等に、
アナログの原本からアナログのコピーを作成するのに用いられるという点で、
共通している」のである。

このような解釈によるならば、プリンターが、パソコンとのみ「機能の一
体性」を構成する場合には、その連鎖的な複製機器には、報酬請求権制度が
適用の前提とする「写真複写と同等の効果を有する方法による複製」は、存
在しないものと解すべきこととなる。何となれば、「パソコンとプリンター
とから生ずる機器の連鎖によって複製され得るのは、（アナログの）印刷物
ではなくデジタルの原本にすぎない」からである。結局、最高裁は、「パソ
コンとプリンターによって構成される機器の組み合わせは、著作権法54a条
1項1文の規範がおよぶところではない」と述べて、スキャナーを連結しな
いパソコンとプリンターからなる「機能の一体性」に対しては、報酬義務の
対象性を否定するのである。

4 「アナログからアナログへ」の限定的解釈の正当化①—制度の目的、 複製の実態から

このように、報酬義務の対象機器を、複製効果におけるデジタルとアナロ
グとの相違を基準として峻別する解釈論は、法律の文言のみならず、報酬請
求権制度の目的からも正当化され得るというのが、最高裁の見解である。

そもそも、最高裁の理解によれば、著作権法54a条1項に基づく報酬請求
権とは、法定許諾たる私的複製や自己複製の許容（著作権法53条1項ないし
3項）によって著作者が逃したライセンス収入について、それを確保させる
手段である。したがって、「報酬請求権は、複製がすでに権利者の同意に基
づき許容されているゆえに複製の際に著作権法53条1項ないし3項の法定許
諾を要しない場合には、存しない」こととなる。権利者の同意のもとに行わ

れ得る複製には、報酬請求権は要しないというわけである。

では、実際問題として、このような報酬請求権制度を不要とする「権利者の同意」の存在を、プリンターによる私的複製との関係で認めることはできるのであろうか。

この点について、まず最高裁が注目するのは、デジタル原本の私的複製に関する使用規程の実態である。すなわち、「DVD、CD-ROM またはフロッピーディスクに収録されている文書または映像の私的使用のためのプリントアウトは、すでに使用規程に基づき許容されていることがしばしばである」とし、明示の許諾がない場合にも、「こうしたデータ収録物の所有者が、その中身を自己使用のためにプリントアウトすることが許されるということ」について反証はないというのである。

加えて、最高裁が指摘するのは、いわゆる DRM システムに関する技術の実態である。すなわち、DRM システムが未だ全面的な権利保護を約束し得てはいないとはいえ、「デジタルの著作物の権限のない複製が、技術的保護手段の助けによって…困難とされ得るのに、印刷物に関しては、例えばコピーやスキャンによる複製に対して、それに相当する保護の対策措置が存在しないことに変わりがない」以上は、「デジタルの原本から権利者の同意なくプリントアウトが作成される可能性が、印刷物が権利者の同意なく複製される可能性と比較して低いことは明らか」であるという。そして、このような事情の下では、パソコンとプリンターによって行われるデジタル原本の複製に対して、報酬請求権制度を直接適用することは、正当とはなしがたいという。さもなければ、「プリンターは、制定法の規定が把握するコピー機器と比較して、著作権に関する複製との関係で本質的にわずかな部分に用いられるにすぎないにもかかわらず、プリンターのメーカー、輸入者および販売者、さらに最終的にはその所有者は、著作権の報酬に関する経済的負担を負わなければならないこととなる」からである。

このように最高裁は、パソコンとプリンターとの「機能の一体性」において行われる私的複製の実態を考察し、報酬請求権制度の目的に合致する私的複製、すなわち、法定許諾のもとに著作者がその利益確保の機会を逃した私的複製については、その存在を否定するのである。

5 「アナログからアナログへ」の限定的解釈の正当化②—報酬義務負担者の顧慮

報酬義務の対象について厳格解釈を要請する事情として、最高裁が最後に指摘するのは、報酬義務負担者に対する顧慮である。

法律上の報酬義務の負担者は、先に54a条1項の条文にみたように、実際の複製行為者ではなく、複製機器の製造者、輸入者ないし販売者であった。これについて最高裁は、「法律は、専ら実施可能性の理由から、この製造者、輸入者および販売者に……報酬義務を課している」と解する。そのうえで、このような、製造者等の報酬義務を支える専ら実務的事情も、報酬義務の対象機器の範囲について、その拡張的な解釈を躊躇させるというのである。すなわち、「著作権法上の著作物の使用者には自らあたらない第三者に対して、法律に確定された範囲を超えて負担を課することは、著作者は、その著作物の経済的使用について、可能な限り相当な利益分配を受けるべき旨の利益分配の原則によっても、正当化されない」のである。

V 最高裁の判断の特色

さて、以上のような論拠に基づいてプリンターの報酬義務を否定した最高裁であったが、その論旨には、どのような特色を認めることができるであろうか。一連の控訴審の判断なり他の先例とも比較しながら、若干の考察を試みよう。

1 54a 条の複製の意味—アナログ原本からアナログ複製物の作成への限定

まずは、54a 条において報酬義務の対象とされるべき「複製」の意味の理解である。

控訴審で、この「複製」の意味の吟味に力点を置いたのは、報酬義務を否定したデュッセルドルフの控訴審であった。そこでは、54a 条の報酬義務の対象となるべき「複製」は、著作者の複製権の機能がおよぶすべての複製を意味するわけではなく、同条の文言から明らかな文献複写機によるコピーのほかには、書籍等の有形的な表現物からパソコン内に行われる電子的データの再製や、インターネットなり CD-ROM 等の電子媒体からパソコン内に行われるやはり電子的データの再製が含まれるにすぎない旨を判示していた。ゆえに、プリンターで行われる複製物の再製はこれに含まないという理解であった。

ここで同控訴審の判断が、54a 条の報酬義務の対象となる「複製」を一般的な複製概念よりも限定的に解釈しようとした点は注目されてよいが、最高裁は、その限定の度合いをさらに厳格なものとしたのである。すなわち、最高裁によれば、報酬義務の対象となるべき「複製」とは、結論的には、書籍等の有形的なアナログ原本から、これまで有形的なアナログ成果物を作成する行為に限定されるのであって、そこには、上記の控訴審の判断が包摂し得たような、アナログ情報からのデジタル情報の再製やデジタル情報からのデジタル情報の再製は含まれないのである。

このような厳格解釈は、54a 条の文言における「複製」の「効果」を重視した結果であったことは、すでに見たとおりであるが、プリンターの報酬義務の否定という結論は同じくするにもかかわらず、その論拠とした「複製」概念の解釈を、控訴審の判断のそれを修正してさらに限定的なものとしている点が注目される。

2 別表—報酬基準額の重視

つぎに、法律が別表として定めた報酬基準額の重視である。

先にも触れたとおり、ドイツの旧報酬請求権制度は、報酬義務負担者が支払うべき報酬額を、法律の別表において、複製機器1台あたりにその複製機能を基準として法定していた。たとえば、「毎分12部までの複製性能を有するコピー機1台につき38,35ユーロ」という具合である。すなわち、法定報酬額の制度である。

この法定報酬額の制度は1985年の改正で導入された。ドイツ法は1965年の立法当初、私的複製に対する報酬額の決定を、機器の製造者販売価格の5%を上限として当事者の交渉に委ねた（1965年法53条5項）。その後、それに伴う当事者間の紛争の回避を目的に、1985年の改正でこの法定制度が導入されたのである。⁽³¹⁾

かつて、スキャナー、パソコンおよびプリンターの「機能の一体性」につき報酬義務の対象機器を検討した「スキャナー事件」の最高裁判決は、「機能の一体性」の構成機器のすべてが報酬義務の対象となるわけではない旨を説くに際して、その根拠として、「そのような報酬義務の分配は、法律の規定にすでに矛盾することになる。というのも、法律には確固とした報酬基準額が定められているからである」と判示していた。そこでは、複製機器1台単位の法定報酬額の制度が、報酬義務の対象機器の限定解釈の根拠のひとつに挙げられていた。また、デュッセルドルフ控訴審の判決が、「機能の一体性」における報酬義務の対象機器をその入力機器に限定されると説いた際にも、その論拠は、要するに、1台の文献複写機器について法定された報酬額の分配困難性にあった。⁽³²⁾

本件最高裁判決も、報酬義務の対象機器を限定的に解釈するに際して、この法定報酬額の制度を顧慮した点は、これらの先例と共通する。しかし、よ

り注目すべきは、「機能の一体性」の構成機器の内部では、ただ1台の機器のみがその報酬義務を負担する旨を判示した点である。法定報酬額の制度が複製機器1台あたりの基準額を定める制度であることからすれば、このことはむしろ素直な解釈なのかもしれない。しかし、「スキャナー事件」の最高裁が、スキャナー以外の機器にも報酬義務を承認し得る論理的余地を認めていたこと、また、デュッセルドルフ控訴審にしても、「入力機器」という機器の機能面からの限界づけに止まっていたことと比較するならば、1台という数的な限界づけを明瞭に示した本件最高裁判決の解釈態度は、より厳格なものであったと解してよいであろう。

3 複製実態の考察における考慮要素の相違

最後は、報酬義務の存否の検討にあたり、プリンターの複製実態の把握のために要した考慮要素の相違、とくに DRM に対する考慮の有無である。

控訴審で、プリンターにおける複製の実態を吟味したのは、デュッセルドルフの控訴審であった。シュトゥットガルトの控訴審は、「機能の一体性」のいずれの機器が複製について本質的であるか否かは判断し難いとして、プリンターにおける複製の実態把握を不問とした。とはいえ、デュッセルドルフの控訴審にしても、その複製実態の把握に際して注意を払ったのは、複製の原本が何かという点であった。そこでは、プリンター複製と DRMとの関係が吟味されることはなかった。むしろ、報酬請求権制度の妥当性の検討にあたって、DRM 技術の考慮の必要性を、その現在の技術水準を前提とするものとはいえ、斥けていた。

これに対して、報酬請求権制度と DRM との関係を一步踏み込んで認めようとしたのが、本件最高裁判決であった。すなわち、複製に対して技術的には無防備な書籍等との関係では、報酬請求権制度によって事後的に私的複製の許容によって失われた権利者利益を補填する必要は認められても、DRM

が技術的に複製を排除し得るデジタル原本との関係では、もはや報酬請求権制度を適用する余地は見出し難いと考えられたのである。このような最高裁の判断は、DRMの存在ないし可能性それ自体が、私的複製に対する報酬請求権制度の正当性を低下させ得ることを明確に示唆したものとして、注目されてよいであろう。

VI おわりに—現行制度の理解への示唆

ドイツ著作権法における私的複製に対する報酬請求権の制度は、先にも触れたとおり、1965年の同法立法時に、まず報酬義務の対象を録音録画用の機器として導入され、1985年の改正時には、その対象を録音録画用の記録媒体と文献等の複写機器とに拡大するなどし、その補完がなされた。しかし、その後しばらくは大きな修正もなく運用されてきた。ところが、近年の私的複製を取り巻く技術状況の変化は、制度の根本的な再検討を促すべき諸問題を生じさせた。⁽³³⁾

そのひとつの問題が、本件最高裁が取り組んだ、「機能の一体性」機器における報酬義務の存否の問題にほかならなかった。54a条1項の条文は、先にみたとおり、報酬義務の対象機器を限界づけるため、当該機器の私的複製に対する「特定性」（「複製を行うよう特定された」）の要件を設けた。しかし、「機能の一体性」機器のいずれが、この「特定性」を具备しあるいはしないかの問題は単純とはいえず、しばしば紛争を生じさせたのである。

いまひとつの問題が、やはり本件最高裁が解釈にあたって重視した、法定報酬額の制度であった。先にも触れたとおり、別表が定める報酬基準額は、複製機器1台あたりにその複製性能を基準として法定されていた。しかし、本稿にこれまで述べてきたところから明らかなどおり、複数の機器からなる「機能の一体性」の間では、すでに、この1台当たりの法定額をいかに一義的に分配し得るかが問われる。まして、この種の問題がそれぞれの機器につ

いて別個に提起されるとき、その整合的な解決は容易でない。多様化した新しいタイプの複製機器は、それを別表の法定報酬基準額のなかに位置づけることが困難になってきたのである。⁽³⁴⁾

このような問題に対処するため、報酬義務の対象機器の限界づけの問題を「特定性」の要件から解放し、さらには、報酬基準額の法定制度をも廃止することを意図したのが、2008年1月より施行されたドイツ改正法、すなわち、「情報社会における著作権の規整に関する第二の法律（Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft）」であった。情報社会を見据えた著作権法整備として、2001年の欧州委員会のいわゆる情報社会指令に応じた第二弾の改正であり、「第二バスケット（Zweiter Korb）」とも称された。⁽³⁵⁾

たとえば、報酬義務の基本的な発生要件を定めた改正法54条1項は、つきの通り定めている。

第54条 報酬義務

（1）著作物の種類に照らし、その著作物が、第53条第1項乃至第3項に基づき複製されることが見込まれる場合には、その著作物の著作者は、機器及び記録媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記録媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製を行うよう使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。

本件最高裁判決は、先にも述べたとおり、旧報酬請求権制度の下での事案であり、この新制度の解釈を示すものではない。しかし、最高裁の判旨との論理的な関係をたどるならば、新制度の意味するところの一部も窺うことができるかもしれない。

まず、報酬義務の対象機器の問題である。新制度は、報酬義務の存否に関

して、従来の「特定性」の要件を放棄している。ここで問われるのは、当該複製機器が私的複製を行うよう「特定」されているか否かではなく、それが「類型」として私的複製に使用されるか否かである。個々の機器の個別の複製使用実態がその都度吟味されるのではなく、当該機器が類型的に見た場合に複製使用に供されるかどうかが問われる⁽³⁶⁾のである。また、旧制度が報酬義務の適用の前提とした、問題とされる複製と写真複写との同等性の要件（「写真複写と同等の効果を有する方法による複製」）も放棄されている。

ところで、本件最高裁は、パソコンとプリンターの「機能の一体性」の報酬義務を否定するにあたり、まさに、そこで行われる私的複製の実態を考察し、また、なによりも、その写真複写との同等性（アナログ原本からアナログ複製物の作成）の欠如を重くみていた。そうすれば、いずれの考慮要素も不要とする新制度のもとでは、このような検討の仕方は、もはや不要のものとなろうか。すなわち、個別の複製の実態や、アナログ複製の効果にもとらわれることなく、「機能の一体性」の報酬義務はより幅広く承認され得るという理解である。

つぎに、報酬基準額の法定制度の放棄である。新制度は、法定報酬額の制度に代え、報酬額の決定に際し考慮すべきパラメーターを条文化するにとどめている。⁽³⁷⁾ 報酬額の決定主体は立法者から当事者へと修正されたのである。

ところで、本件最高裁が、「機能の一体性」機器の報酬義務を、それを構成するただひとつの機器に集約させるべきとした論拠は、複製機器1台あたりの報酬基準額を定めた法定制度の存在にあった。そうすれば、このような法定制度を放棄した新制度のもとでは、「機能の一体性」の内部の複数の機器に報酬義務を分配することについても、解釈上の妨げはもはや失われたことになろうか。すなわち、「機能の一体性」の構成機器にあっても、その全体の報酬義務の額は、特定の機器に集約負担されることなく、個々の機器（類型）ごとに相当な報酬額が検討され、かつ、按分されるという理解である。

いずれにせよ、本件最高裁判決が示した旧制度の解釈と比較した場合、新制度のもとでの報酬義務の対象機器には一層の広がりが認められそうである。ここで想起すべきは、新制度の立法者意図である。すなわち新制度の立法者が、報酬義務の対象機器を「特定性」の要件から解放し、私的複製との関連付けを機器の「類型」レベルに止めようとした背景には、報酬請求権制度の適用にあたり、複製機器における報酬義務の存否をめぐる争いは極力これを抑え、焦点を相当な報酬額の問題に集約することで、法適用上の負担を軽減しようとする意図があった。⁽³⁸⁾こうした新制度の立法者意図は、旧制度の有権解釈にほかならない本件最高裁の解釈論と対照することにより、いっそう明瞭に読み取ることができそうである。

- (1) OLG Stuttgart, GRUR 2005, 943-Drucker- und Plotterabgabe.
- (2) OLG Düsseldorf, GRUR 2007, 416-Druckerabgabe.
- (3) 本山雅弘「プリンターは私的複製に対する報酬義務の対象か—二つの異なるドイツ控訴審判決—」コピライ特558号41頁。
- (4) Vgl. BGH BeckRS 2008, 20428.
- (5) BGH NJW 2002, 964-Scanner.
- (6) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council on the Harmonization of Certain Aspects of Copyright and Related Rights in the Information.
- (7) 現行法制度における旧制度からの改正のポイントについては、本山雅弘「ドイツ著作隣接権法改正にみる私的複製とその補償金制度の展開」最先端技術関連法研究7号41頁(2008)(http://libw01.kokushikan.ac.jp/RING/data/1000825/0000/registfile/1347_4480_007_02.pdf)を参照。
- (8) ごく最近の議論状況として、文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告書(案)(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/rokuron/h20_5/pdf/shiryo_01.pdf)を参照。
- (9) BGHZ 121, 215 = GRUR 1993, 553-Readerprinter.
- (10) BGHZ 140, 326 = GRUR 1999, 928-Telefaxgeräte
- (11) GRUR 1999, 928, 929.

- (12) GRUR 1999, 928, 930.
- (13) OLG Stuttgart, GRUR 2005, 943.
- (14) GRUR 2005, 943.
- (15) GRUR 2005, 943, 944.
- (16) BGH NJW 2002, 964-Scanner.
- (17) NJW 2002, 964, 965.
- (18) GRUR-RR 2006, 121. なお、同事件の原審である地裁判決を紹介するものとして、三浦正広「パソコンに対する私的複写補償をめぐって—ミュンヘン地裁2004年12月23日判決—」コピライト534号28頁。
- (19) GRUR-RR 2006, 121, 123.
- (20) OLG Düsseldorf, GRUR 2007, 416, 417.
- (21) GRUR 2007, 416, 417.
- (22) GRUR 2007, 416, 418.
- (23) BGH GRUR 1999, 928, 930.
- (24) GRUR 2007, 416, 418.
- (25) GRUR 2007, 416, 418.
- (26) BGH NJW 2002, 964-Scanner.
- (27) 別表の翻訳としては、本山雅弘訳『外国著作権法令集（37）—ドイツ編一』（著作権情報センター、2007年）92頁を参照。
- (28) BGH GRUR 1993, 553-Readerprinter.
- (29) BGH GRUR 1999, 928-Telefaxgeräte.
- (30) BGH NJW 2002, 964-Scanner.
- (31) Dreier/Schulze, Urheberrechtsgesetz, Kommentar, § 54d Rn.2.
- (32) BGH NJW 2002, 964, 965.
- (33) 詳細については、本山・前掲注7, 42頁。
- (34) Begründung des Zweiten Gesetzes zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft, Begründung, BT-Drucks. 16/1828, S.28.
- (35) Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council on the Harmonization of Certain Aspects of Copyright and Related Rights in the Information Society.
- (36) Begründung, BT-Drucks. 16/1828, S.16.
- (37) 本山・前掲注7, 49頁。
- (38) 本山・前掲注7, 47頁。